

1 総則

(1) 指針改定の趣旨

- 現行の各種防犯指針は、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例に基づき、平成19年3月に策定されたもので、「総則」と4つの指針で構成。
 - 県で昨年度策定した「防犯カメラのガイドライン」、「安全・安心まちづくり基本計画(第3期)」を踏まえ、社会情勢の変化に対応するため、従来の指針に修正を加えるとともに、新たに大規模小売店舗等及び社会福祉施設等に関する指針を追加し、防犯指針を改定するもの。
- <主な改定内容>
- 新たな指針の追加(「大規模小売店舗等」、「社会福祉施設等」)
 - サブタイトル『入りやすく、見やすい』を目指して～を追加
 - 「防犯カメラのガイドライン」を踏まえ、防犯カメラに関する記載を追加・修正

(2) 基本原則

- 指針の内容は、県民及び事業者等が、安全安心まちづくりの活動の中で配慮すべき事項をまとめたもの。

(3) 指針の方向性

- 指針は、犯罪の起きやすい環境(状況)に着目し、県民、事業者等の自主的活動により、犯罪を誘発する要因を除去することで、県民等の安全が図られた安心感のあるまちづくりを進めることを目指しているもの。

(4) 基本的な考え方

- 照度・見通しの確保(地域の見守り活動をより有効にするためには、照度と見通しの確保が重要)
- 犯罪被害の対象となる人・者への接近の制御
犯罪を起こそうとしている者が、犯罪被害の対象となる人や物に近づけないようにすることは、犯罪の機会を減少させることにつながる。
- 地域での住民等の連帯意識・共同意識の向上
住民等が「自分達のまち」であるという意識を持つことにより、住民等の連帯意識等が醸成され、「この地域で、不審な行動をとれば目立つ」と犯罪を犯そうとする者に意識させ、犯罪の抑止を図る。
- 企業・団体との連携
事業者や各種団体がCSRとして防犯活動に取り組み、犯罪を抑止する大きな力となる。
- 防犯設備の効果的な活用(防犯カメラ等の各種防犯設備を効果的に活用して犯罪の未然防止に努める)

2 児童等の安全のための指針

(1) 学校等の安全対策

- イ 学校等への不審者侵入防止体制の確立
 - 敷地内への不審者侵入防止対策
 - 敷地内での不審者の発見・排除対策
 - 校舎・建物内への不審者侵入防止対策
- ロ 児童等の安全を守るための設備等の整備
 - 安全を守るための器具等の整備
 - 防犯カメラの効果的な設置
 - 安全を守るための訓練の実施
- ハ 学校、地域、家庭が連携した安全・安心な学校づくり
 - 学校と警察の連携の推進
 - 地域ぐるみの安全で安心な学校づくり
 - 地域に開かれた学校づくりと学校の安全

(2) 通学路等の安全対策

- イ 通学路の安全点検と要注意箇所の把握
 - 安全な通学路の設定と定期的な点検の実施
 - 通学路での要注意箇所等の把握と周知徹底
- ロ 登下校時の児童等の安全の確保
 - 安全な登下校方策の策定・実施
 - 児童等の登下校を地域全体で見守る体制の整備
 - 登下校のルートや時間等に関する警察との情報の共有
- ハ 被害防止教育の推進(不審者から声をかけられた場合を想定した訓練)

3 道路等の犯罪の防止に配慮した構造・設備等に関する指針

(1) 道路

- 必要な照度の確保
- 見通しの確保と死角の排除
- 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御

(2) 公園

- 必要な照度の確保
- 見通しの確保と死角の排除

(3) 自動車及び自転車駐車場

- 必要な照度の確保
- 見通しの確保と死角の排除
- 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御
- チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置
- 管理人の配置及び防犯カメラの設置等による管理体制・安全体制の整備

(4) その他

- 避難場所・通報場所の確保
- 緊急通報装置、防犯警報設備等の設置

4 住宅の犯罪の防止に配慮した構造・設備等に関する指針

(1) 共同住宅

○ 共同住宅とは、2以上の住戸又は住室を有する建築物で、廊下・階段等を共有する建築物をいう。

- イ 共用部分
 - 共用出入口
 - 共用メール(郵便)コーナー
 - エレベーター
 - 自転車置場・オートバイ置場
 - 通路
 - その他の場所
 - ロ 専用部分
 - 住戸の玄関扉
 - 住戸の窓
- 管理人室
 - エレベーターホール
 - 共用廊下・共用階段
 - 駐車場
 - 児童遊園、広場又は緑地等
 - 防犯カメラ
 - インターホン
 - バルコニー

(2) 一戸建て住宅

○ 一戸建て住宅とは、1の住戸を有する建築物をいう。

- イ 敷地内
 - 駐車場・車庫
 - 庭
 - 物置
- ロ 住戸部分
 - 玄関ドア
 - 窓
 - 勝手口ドア
 - ベランダ

5 深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 安全対策の推進

- 地域等と連携した安全確保のための対策の推進
- 『たまり場化』の防止等の少年非行の防止
- 深夜小売業施設での、子ども、女性、高齢者・身体障害者等の緊急事態(災害・事故・急病人等)対応

(2) 安全な店舗(構造等)の普及

- イ 出入口(出入口の配置等)
- ロ ショーウインド、窓
- ハ 照明設備
- ニ カウンター(配置、構造)
- ホ レジ、金庫等
- ヘ 防犯設備(防犯設備の設置、防犯カメラ)
- ト 現金自動預払機等(ATM)
- チ 駐車場の配置

(3) 安全体制の整備

- イ 安全対策の責任者
- ロ 警戒要領
- ハ 従業員に対する指導
- ニ 現金の管理
 - 金庫への確実な保管及びレジスターの限定
 - 金庫のかぎの保管管理
 - 現金の搬送

(4) その他

近隣居住者との良好な関係を醸成し、不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力を依頼する。

6 大規模小売店舗等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 安全対策の推進

- 比較的広大な敷地施設であることから、地域等と連携した安全確保の対策を推進
- 夜間に営業を行う店舗も多いので、「深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」についても適用

(2) 安全な店舗(構造等)の普及

- イ 出入口
- ロ ゴミ置場
- ハ 窓
- ニ 階段
- ホ エレベーターホール
- ヘ 商品陳列棚
- ト 試着室
- チ レジカウンター
- リ レジ、金庫
- ヌ 子ども広場、ゲームコーナー等
- ル トイレ
- ヲ 現金自動預払機等(ATM)

(3) 防犯設備

- イ 防犯設備の設置
 - カラーボール等の各種器材の設置
- ロ 防犯カメラ

(4) 安全体制の整備

- イ 安全対策の責任者
- ロ 警戒要領
- ハ 現金の管理
 - 現金の搬送は複数人で行い、困難な場合は警備業者に委託する。

(4) その他

店舗周辺地域の住民や自主防犯活動団体との良好な関係を醸成するとともに、事件発生時の通報等に関する協力を依頼する。

7 社会福祉施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 安全対策の推進

- 入所者や利用者等の防犯に係る安全の確保に努めるとともに不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策を推進。

(2) 施設利用者の安全を守るための設備の整備

- イ 敷地内への不審者進入防止対策(防犯カメラ、センサー付きライト等の設置)
- ロ 敷地内での不審者の発見・排除対策(補助錠、防犯フィルム等の活用)
- ハ 防犯設備の日常の点検(暗証番号は随時変更)
- ニ 防犯カメラの効果的活用

(3) 施設利用者の安全を守るための防犯対策

- イ 施設利用者の安全を守るための設備の整備
 - 安全マニュアルの作成
 - 緊急時発生時の「合言葉」
- ロ 来訪者の確認の徹底
 - 原則として来訪者は全て受付で対応
 - 来訪者に来訪者証を交付
- ハ 安全を守るための器具等の整備(さすまた等の器具を備える)
- ニ 安全を守るための訓練の実施(110番訓練や不審者から利用者を守る訓練)
- ホ 施設開放時の安全確保(施設開放時は開放箇所と非開放箇所との区別を明確化)
- ヘ 地域や関係機関との連携

※赤線箇所は既存の方針に加えて、今回新たに加筆する部分。